

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議の設置について

平成 25 年 1 月 30 日

内閣府（防災担当）

東 京 都

1. 設置の趣旨

- 首都直下地震が発災した際には、約 650 万人の帰宅困難者が発生すると想定。外出先から人々が一斉に帰宅を開始した場合、大きな混乱の発生が懸念
- 膨大な数の帰宅困難者等への対応は、「公助」だけではなく、自助や共助も含めた総合的な対応が不可欠。
- 国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、平成 23 年 9 月に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置。約一年にわたり、平時における事前準備や災害時における行動のあり方について活発な議論を重ね、平成 24 年 9 月 10 日に最終報告・5つのガイドラインを公表。
- 策定されたガイドラインの更新、帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）の作成、各構成員の対策の進捗状況の共有など、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整や情報交換を行うため、首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議を新たに設置。

2. 連絡調整会議の構成

① 行政機関（21 機関）

関係省庁（6）：内閣府、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、国土交通省

地方公共団体等（15）：東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県

横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

新宿区、八王子市、立川市、警視庁、東京消防庁

② 民間企業・団体（17 機関）

電気通信事業者協会、報道（NHK、民放連）、経団連、日商、不動産協会、

鉄道・バス事業者（JR 東日本、民鉄協、都交通局、バス協会）、

全国ハイヤー・タクシー連合会、日本フランチャイズチェーン協会、

ガソリンスタンド（全石連）、関東トラック協会、日本赤十字社、

東京災害ボランティアネットワーク、連合東京

【座長】内閣府（防災担当）参事官・東京都総合防災部長が共同座長【事務局】内閣府と東京都が共同処理

3. 検討スケジュール

○第 1 回会合 平成 25 年 1 月 30 日（水） 於：中央合同庁舎 5 号館 3 階防災 A 会議室

今後年 3～4 回開催を予定